

惣利地区自治会目安箱運用基準

令和5年5月14日 組長会付議

1 趣旨

より開かれた参加型の自治会運営を図るため、自治会員が意見やアイデアを気軽に提出できる目安箱を公民館玄関ホールに設置し、この運用に必要なルールを定めます。

2 対象者

目安箱に投書できる対象者は、全ての自治会員とします。

3 目安箱の管理

目安箱の管理は、自治会長のみが行うものとします。

4 投書の方法

- ① 自治会員は、自治会をより良くするための意見を投書することができます。
- ② 投書用紙は自由です。目安箱に備え付けの用紙を使用することもできます。
- ③ 投書する場合は、住所、氏名、連絡先（電話番号）を記載してください。

5 投書された意見の処理

- ① 自治会長は、目安箱に投書された意見書を毎月1回開催される役員会（構成員は、自治会長、副自治会長、副公民館長）の場で回収します。
- ② 自治会長は、回収した意見書を整理して、運営委員会及び組長会に報告します。この際、投書者本人の氏名も報告します。ただし、意見書に特定個人に対する批判、苦情、誹謗中傷等の記載がある場合には公表を控えるなど、個人の名誉を損なうことのないよう配慮するものとします。
- ③ 自治会長は、意見書を見て必要があると判断した場合は、事実関係を確認し改善策を検討します。

6 投書された意見の反映

自治会長は、事実関係を確認し改善策を検討した結果を運営委員会及び組長会に報告します。